

平成27年第1回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
税務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	浅野薫夫
子育て支援センター 所長	森宏子
水道課長	鈴木秀夫
郡教委総務課長	伊藤恭博

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	佐藤純平
主事	林謙仁

1. 議事日程（第4号）

平成27年3月13日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第16号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第18号議案 町道の路線認定について
- 日程第7 第19号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第8 第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第9 第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第25号議案 平成27年度笠松町一般会計予算について
- 日程第14 第26号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 第27号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 第28号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 第29号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 第30号議案 平成27年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第19 第31号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 第1号請願 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第21 第2号請願 T P P 交渉に関する請願

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第13号議案から日程第19 第31号議案まで並びに日程第20 第1号請願及び日程第21 第2号請願について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、第13号議案から日程第19、第31号議案までの19議案並びに日程第20、第1号請願及び日程第21、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険料の改定に伴ったものだと思っておりますが、この保険料の一覧表を見ますと細かく分けられたようですけれども、非常な値上げになっておりますが、その検討の過程の中ではどのような論議が進められて、第6期が決められていったのかお尋ねします。

それから、6期は平成27年から29年までになるんですが、29年では引き下げが行われるような一覧表になっておりますが、それはなぜなのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それではお答えします。

議案資料の15ページで御説明をしたほうがいいかと思いますが、15ページに介護保険料の所得段階別保険料率と保険料の比較ということで、5期に比べて6期がどのように変わるかということをお示しをしております。

基本的には横滑りになるということで、基準となる保険料の額の第4段階が第5段階に移っておりますが、所得等の条件につきましては変わっておりません。本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人ということで、それが1、いわゆる100%の基準割合のところなんです。月額にして4,750円が5,650円となる。これは29年度も変わらずということで、これが基本となるということで、トータルの3年間の給付費を推定した中で、それを3年間かけてその保険料相当22%分をこれで捻出して、被保険者1人当たりになると標準額がこのような形になるということでの設定ですが、そこで27年から28年度、29年度の段階の措置がとられたといいますのは、これは消費税の引き上げが延伸されたことに伴いまして、ちょっと財源措置が間に合わないということで、厳密に言うと第5期の第1段階と第2段階が合わさって第1段階という形になって、第3段階の特例と通常の第3段階がそれぞれ正規の第2段階、第3段階と分かれて、第4段階がそのまま移行することで、一つずつ番号といいますか、段階の数がずれたという形で、基本のところは変わりませんよということなんですけれども、その基準割合となるところが、国が示してきておる基準と若干変わってしまったと。それで、29年度につきましては財源措置が講じられるということで、国の基準どおり、基準割合は第1段階が0.3、第2段階が0.5、第3段階が0.7、そして第4段階が0.9というような形で、これは町のほうで裁量を加えるところはなかったんですけれども、第6期の27から28につきましては、一旦戻されたような形になってしまいまして、第2段階と第3段階が同じ0.75で示してきたと、財源措置ができないということで。そうしました中で、それは不公平に当たるのではないだろうかということで、若干これを考慮しまして0.65と差をつけさせていただいたと。

それで、0.45につきましては、国の示すところでは0.5なんですけれども、これを0.45とするところに関しては、とりあえず国のほうが低所得者への配慮ということで財源措置を、ここはしてくれることになりましたので、その部分についてはとりあえずカバーはしてますけれども、この0.65にした部分につきましては、介護保険料全体でカバーしなければならないということになりますので、次のほうの10段階、これはどうしても設定しなければならない段階ではありません。国の基準では9段階になっておりますが、10段階を設けることにつきましては市町村の裁量でできることになっておりますので、全体をカバーするために第10段階というのを設けさせていただいたと。これは5期においても同じような手法をとっておりますので、同じような流れの中で、細分化はされておりますが、このような形で最終的に決めさせていただいたということです。

繰り返しますと、国の財源措置が入った中での軽減をしておるのは、第1段階27、28と、それから29年度におきましては、第1段階、第2段階、第3段階というような形で措置をされるというふうでのプロセスで検討した中で、こういうような形に決めさせていただいたということです。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 国が大変保険料を、期ごとに上がってきて、今度の場合、所得金額で400万円という特別ランクをつくられたということですが、この400万以上というと、大体どれぐらいから上の所得の方になりますか。

それからもう1つ、一般並みの所得のある人については介護利用料も2割にするというのは、この第6期から始まるんでしょうか。それはどのようにになっているのか、それもお聞きしておきたいです。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それではまず介護保険料の、いわゆる一定所得者以上の方が2割になるところがどの辺の人かということですが、合計所得金額が160万以上の方は一定所得者以上の取り扱いとなるということで、当然所得を見に行きますので、平成27年8月からの適用になります。そういった認定者に関しまして、そういう負担割合証のようなものをお出しして、窓口で区分をさせていただくという形になります。

合計所得金額の概念となりますが、基礎控除とか所得控除といいますか、人的控除というものを控除する前の額です。ですから必要経費を引くといいますか、純然たる収入ではないということですね。年金でも、年金の控除によって所得金額が決まってくるので。

400万円につきましても同様の話になりますので、純粹に収入が400万円ではなくて、今の逆の部分の部分を足していった形になるということになります。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） そういう部分で言われますと、27年8月からは、大体第7段階以上ぐらいの保険料を納める人たちが該当するのではないかと思います。その辺でいいですか。

それから、めどとしては本当に400万というのは、もちろん一緒に住んでいる家族の収入も加えられるということですが、全部このようだけれども本人の年金から差し引かれることになるのがこの額ではないかと思いますが、その辺も間違っておりませんね。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） もう少し詳しくという言い方が悪いですが、所得条件のところでのこのような形で、見に行くのは、御本人の所得を原則見に行くということで、所得があられる方でも本人が例えば第6段階ですと、本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人。第7段階でも、本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人ということで、家族の所得を見に行くとはまではいってないんですけれども、実際の話としまして、合計所得が160万以上であっても、実質的な所得が280万円に満たない2

人以上の世帯ですね、そういったような場合は見に行き方としまして、同一世帯の第1号被保険者の年金収入プラスその他の合計所得金額が2人以上で346万円未満であれば、2割から1割に戻すというような措置もありますし、配偶者の年金が低くて世帯としての負担能力が低いケースがあるような場合ですと、その辺の事業収入とか不動産収入とかというような部分も見ますので、なかなかちょっと一律に判断しづらい部分があるというののもちょっと現実です。年金収入プラスその他の合計所得が、給与収入とか事業収入等からその給与所得控除とか必要経費を控除した額ということで見に行きますので、収入でいきますと単身の場合280万円以上の収入があると2割になって、2人以上で360万円以上の収入があると2割の規定が適用されるという形になります。

それで、その合計所得の考え方なんですけれども、収入からまず公的年金控除、それから給与所得控除とほかに必要経費を控除して、その基礎控除とか人的控除等の控除はする前を所得金額というふうに捉えていますので、ちょっとモデルケースをお示ししないと難しいのかなという状況です。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） またもや、介護保険料がこうして上げられると同時に、負担までも2割、所得に応じてといえども、2割負担をなされてくる。もちろん高齢者がふえてくるということもありますけれども、このままこんな形でいってしまったら、保険料あって介護なしにまさになる、そういう介護保険料の改定になると思いますので、私は反対をいたしました。

○議長（安田敏雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) この全体の中身でいきますと、今までの法律のままで例えば設備や、施設の広さはそのまま、陣容など事務の関係の収容人員などもふやしているように思えますが、もう少しそのあたりを説明していただけないでしょうか。

○議長(安田敏雄君) 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長(岩越 誠君) それでは全般的に再度御説明ということで、議案資料の17ページ、18ページのほうに、今回のこの改正内容につきまして、介護予防のほうも含めまして、まとめて項目ごとに整理をしておりますので、こちらのほうをごらんいただけたらと思いますが。

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護、それぞれ別の条例で規定しておりますが、登録定員をまず拡大するというので、小規模多機能、通常の居宅介護のほうでは85条関係、それから介護予防のほうでは47条関係になりますが、通常これまで登録定員を25人という上限を設けておりましたものを29人以下ということで、小規模特養と同じような人数になりますが、それでもってその中での通いサービスの定員を、15名ということで今までは規定しておりましたのを18名ということで、枠を拡大しておると。それは当然、小規模多機能はこれも居宅の介護、要するに在宅といいますか、地域での、施設での入所のそういう施設給付とは異なる、在宅給付の扱いとなりますので、地域で暮らすという考え方、在宅での安心した暮らしを確保するという、今回の地域包括ケアシステムの中での受け入れ先の拡充ということでふやしておると。

で、当然御心配にありましたように登録定員、26人から29人に変更できるんですけども、ある程度、一定程度の面積をちゃんと確保しなさいよと。増築なり何なり、できるならしてでもちゃんと確保しないとできませんよという制限があるということになります。

外部評価につきましては、定期的に外部の者による評価を受けることということで、91条でいっていますが、予防におきましては66条になるかと思いますが、厚生労働省令の基準のほうで削除された理由としましては、運営推進会議というのがございまして、実際その中で報告とか公表をしておりますので、それで十分足りるということで、この部分は外部評価に近いものとしてやっておりますので、それを削除したということです。

あと介護予防、あるいは介護予防でない通常の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですけども、113条の関係ですが、事業所におけるユニット数が1または2という形になっております。1または2ということは9人または18人ということになりますが、1ユニットは5人から9人という形になっておりますので。それが用地の確保、地域の実情により必要と認められるときは3とすることができるということで、これも受け皿といいますか、受

け入れ先の確保を少しでも緩やかな規制でやればということ、このような形に配慮されたものと見ております。

それから、介護老人福祉施設入所者生活介護ということで、これは要するに特養と言われるものですけれども、一応介護老人福祉施設、それから介護老人保健施設、病院、診療所という形でのサテライト型の要件が、こういうようなところに限ってサテライト型がオーケーよという、ほとんど大規模などうか、スタッフがきっちり医療等もそろっておるところだと思いますが、ここで29人以下の地域密着型の介護老人福祉施設も、こういうところで受け入れたいよ、サテライト型を設定したいよというような形での話です。

あと定期巡回型・随時対応型訪問看護介護につきましては、これは外部評価のほうについて削除をされたということなんですけれども、これにつきましては、介護医療連携推進会議というものを第三者機関として設置するという流れの中で、ここで報告・公表をしていこうというところにあります。

あと認知症対応型の通所介護、認知症対応型通所予防介護、これは65条、69条となりますが、デイ利用を1日当たり3人、共有型の場合というような形でしておりましたのを、1ユニット当たり3人ということで、例えばユニット2ならば6人受け入れできるよということになりますので、これも受け皿確保という面で緩和をされておることでもあります。運営推進会議で、一応自己評価とかそういったものをしていくという方向性に、これもあります。あと、事故報告の方を改めて定めたということで、今後こういったところでも認知症の方がふえてればそういったことも重要だということで、新たに規定をしておると。

最後に、複合型サービスということで、これはその名称を変えたのは、ちょっとぴんとこないんじゃないかということで、よりその文言からイメージしやすいもののほうがいいだろうということで、看護小規模多機能型居宅介護ということで、看護がつくよということで、医療面でのスタッフの増強が図れるというところなんです。

あとは小規模多機能ですので、一番最初にお話しした小規模多機能と同じ話になります。以上です。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 74ページですが、15款 財産収入、2項 財産売却収入で286万2,000円ですが、これについて説明をお願いします。

それから75ページの19款 諸収入、5項 雑入で、3目 雑入の4節 雑入で38万6,000円。これについて説明をお願いします。

それから77ページですが、3款 民生費、第1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の中で、役務費で250万のマイナスの通信運搬費ですが、計画との関係ではどうであったのかお尋ねします。

それから13節の委託料の中で、人権施策推進指針策定委託料、それから人材派遣委託料について、25節の積立金で社会福祉基金に積み立てられる515万4,000円の内容をお願いします。

それから78ページ、老人福祉費の中で262万1,000円、老人福祉施設の措置負担金ですが、それは軽費老人ホームの関係の措置費だと思いますが、現状とこのマイナスについての内容をお尋ねします。

それから3款 民生費、同じく2項 児童福祉費の保育所総務費の中の19節 負担金補助及び交付金で32万8,000円、一時預かり保育支援事業補助金ということですが、この内容をお願いいたします。

それから4目 子育て支援推進費で、臨時職員の賃金がマイナス345万6,000円になっていますが、学童保育の関係ではないかと思いますが、この年度の学童保育の実情とあわせてお願いいたします。

それから79ページですが、4款 衛生費の2項 清掃費の中で、塵芥処理費の中の13節 委託料の中間処理という内容はどのようなもので、内田さんへと聞きましたが、教えていただきたいと思います。

それから5款 農林水産業費の第1項 農業費で、2目 農業総務費の中で13節 委託料でマイナス32万4,000円、農地台帳システム改修委託料ですが、これはどんな事業の委託であったのかお尋ねします。

それから80ページ、7款 土木費の2項 道路橋梁費で2目 道路新設改良費の17節 公有財産購入費で334万9,000円、この内容についてお願いします。

次に、81ページの8款 消防費、1項 消防費の中で、2目 消防施設費で120万1,000円、消防施設整備工事請負費がマイナスになっていますが、これは消火栓だとか防火水槽の関係だとお聞きしましたが、現在消火栓と防火水槽がどれだけあって、そしてその防火水槽の構造はどのようになっているのか。そしてこのマイナスは何だったのか、お尋ねします。

83ページの9款 教育費、5項 社会教育費で、3目 下羽栗会館の工事の関係で346万2,000円のマイナスとなっていますが、この工事の内容をお願いいたします。以上お願いします。

○議長（安田敏雄君） 質疑の途中ですが、10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 私のほうから、御質問のまず75ページ、雑入の羽島郡町長会自治振興事業助成金の関係ですが、これにつきましては、県の町村会から郡の町村会のほうを経由しまして、事業といたしましては、不法投棄の監視カメラを導入した事業に対しましてこの助成金を受けたもので、事業費といたしましては146万4,000円、これに対してこの38万6,000円が助成されたというものでございます。

続きまして、ちょっと飛びますが81ページ、消防費の2目 消防施設費、こちらの工事請負費がまず減額になった内容でございますが、これにつきましては消防水利の標識の設置工事を行います際に、標識を独立して立てるような方式等で工事を予定しておりましたが、近くの構造物、電柱とかに標識を設置することによって費用が少なくなったということで減額したものでございます。それと消火栓の数でございますが、現在は284基、防火水槽が139基、構造としましてはコンクリート製でございまして、分類上は全て地下式という扱いになっております。

続きまして83ページ、第9款 教育費の第3目 下羽栗会館費でございますが、ここの減額になった内容でございますけれども、下羽栗会館の屋上防水工事を実施いたしました。これの契約差金でございます。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 私のほうからは80ページ、7款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費、17節 公有財産購入費の件につきましてですが、北及長池3号線の買収事業で、当初16契約、17名、22筆の425万円を予定しておりましたが、特例農地に入っている該当者の方が2契約、2名、3筆、合計25.6平米が買えませんでしたので、そのため

94万9,000円が3号線で残りました。

そのほかに、路線買いではなく個々の要望等に対応させていただくために、その予算が240万組んでありましたが、要望等がございませんでしたので、94万9,000円と240万円を足して334万9,000円が不用となったものでございます。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは私のほうからは、まず民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の社会福祉基金積立金に関する御説明をさせていただきます。

社会福祉事業を目的とした指定寄附金が、下羽栗の日赤奉仕団から3万7,000円、愛馬会から1万2,000円、ぎふ農業協同組合から10万5,450円、大栄食品株式会社から500万円、社会福祉にということで指定寄附金がございましたので、これを積み立てるものでございます。

次に、衛生費の2項 清掃費、1目 塵芥処理費の13節の委託料で、資源物等中間処理処分委託料についての内容ということですので、確かに議員御指摘のとおり、内田商会、内田に対する委託なんですけれども、資源ごみと粗大ごみと金物瓦れきにつきまして、選別、圧縮、破碎、積み込みをお願いしておりますので、その部分で総量が減りましたために減額となりました。

次に、5款 農林水産業費、1項 農業費の2目 農業総務費の13節 委託料、農地台帳システム改修委託料の件ですけれども、これは9月補正で農地情報公開システムということで導入をいたしまして、その後実施の段階で、農地利用状況調査に基づく入力行為につきまして、これは直営で可能ということでしたので一部契約を変更して、その分の契約差金によって32万4,000円の減となったということであります。

その他の事項につきましては、担当課長等からお答えさせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 堀企画課長。

○企画課長（堀 仁志君） 私のほうからは74ページ、歳入のほうになりますが、15款 財産収入、第2項 財産売払収入、2目 物品売払収入の内容について御説明させていただきます。

今年度、巡回町民バスをかさまつ応援寄附金を活用させていただきまして2台購入をいたしました。その関係で旧巡回町民バス、リフトつきバスでございますが、その不要となったバス1台を一般競争入札によって売却した金額でございます。金額としまして286万2,000円、売却の相手方は静岡県富士市の芙蓉バス販売株式会社でございます。以上でございます。

○議長（安田敏雄君） 浅野福祉健康課長。

○福祉健康課長（浅野薫夫君） それでは私のほうからは77ページ、民生費の社会福祉総務費の役務費、250万円の減でございます。通信運搬費でございます。

これにつきましては、臨時交付金の申請書を簡易書留から特定記録郵便へ変更したもので、250万円の減になりました。安くなったということです。

次に、委託料の人権施策推進指針の策定でございますけれども、これは冒頭、副町長から提案説明がありましたように、入札が不調に終わりましたことに対して自庁で作成しました。

次に、人材派遣でございますけれども、これも臨時給付金と子育て支援給付金の窓口を一緒にやったということで、この分だけ減額になっております。

あと、78ページの老人福祉費でございますけれども、負担金の262万1,000円の減でございます。これは養護老人ホームの入所者の減でございます。現状は予算が13に対しまして12人ということでございます。内容は、養護老人ホームでジョイフル羽島が6人、それから岐阜老人ホームが3名、それから慈光園、各務原にございますけれども2名、11名が現在入っております。

あとは、78ページの2項 児童福祉費の2目 保育所総務費でございますけれども、負担金の一時預かり事業の32万8,000円の増でございます。これは一時預かりの利用者人数の増ということで、当初985名から1202名ということで、217名の増員でございます。内容は、第一保育所が16名の増、松枝保育所が49名の増、それから下羽栗保育所が42名の増でございます。以上です。

○議長（安田敏雄君） 森子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長（森 宏子君） 私からは、78ページの子育て支援推進費、臨時職員賃金の減額についてでございます。減額の主な理由につきましては、入所児童数が4月当初から約20名ほど減っておりますことと、それから現在、児童15人に1人の割で指導員を配置しております。6時ごろになりますと児童が減ることから合同にしていること、そして笠松小学校につきましては、土曜日利用しない場合があります。土曜日開設なしの日があったことにより減額でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

説明をいただいておりますながら、メモをしてないばかりに申しわけありません。失礼いたしました。

そこでですが、81ページの消防費の関係ですが、防火水槽ですが、これは今まであるのを管理しているのであって、今後これをふやしていくような形にはなっていないように思いますが、これから消火栓で充実させていくのか、そのあたりはどのように考えてみえますか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 防火水槽につきましては、現在あるものはそのように管理をしていきますが、あと消火栓を設置することによって、そういった空白の地域を解消していくということで考えております。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 1点だけ。

80ページの6款 商工費、1項 商工費、2目 商工業振興費の中の負担金補助及び交付金のところのマイナスの265万5,000円というのは、笠松町と商工会の間に入っているいろいろやっていただく方の手当だったというふうにお聞きしたんですけれども、昨年度はあって今年度はなかったわけですね、結局ね。昨年度あったメリットと今年度なかったデメリットというのは、どのように捉えておられますか。必要があったのかどうかということについてお答えください。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 商工会のほうの人員削減でなかなか手が回らない部分がありまして、特に役場との連携が希薄になってるんじゃないかという指摘がございまして、町職員のOBを1名派遣して対処してきたわけですが、私が見ておいた範囲では、結構会員の開拓といいますか、そういった分野とか、アンケートを実施したりと一応の成果があったということで、それをもとに、今後商工会の職員がやっていけばいいんじゃないかという判断のもと、今年度からは派遣はなしということとさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変よくわかりました。

私も、FC岐阜のときの寄附集めとか、それからEボート大会の寄附集めとか、一生懸命やられておったのは、直接私のほうにもお見えになって寄附を持っていかれたので、寄附というか提供品ですね、会社としての提供品を持っていかれたので、大変よくわかっておるんですけれども、要するに単年度ですぐ開拓ができたということは、商工会でもできたのではないかなというふうに思うわけで、一生懸命やっておられたのはわかっておって、要らんかったやろうという話ではないんですけれども、商工会のほうは、やればできたのにやれなかったのか、どう思っただけ。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 一生懸命やっておられたと思うんですが、やはりあそこは異動があるといっても結構長いスパンですので、考え方が硬直している面もあったと思いますので、そういった新しい風を吹き込んで一通りの成果があったと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 町のOBの方で行かれた方の性格というか、非常に人のなじみやすい方

で、長く町職員をやられておったので、町内の商工業者とも大変面識もおありになって、非常によかったのではないかなあというふうには思うんですが、そういう意味では、商工会の職員の方にも頑張ってもらいたいというふうに、私は個人的に思っております。以上です。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） まず歳入のほうなんですが、73ページ、県支出金の2項 県補助金の1目 総務費補助金なんですが、笠松競馬場の振興補助金として200万、防災備品整備事業補助金として100万の300万なんですが、補正額が298万ですので2万円不足しているんですけども、これは何かほかの事業で不足してそうなったから、相殺されて2万円がここに出てこないということですね。その2万円の差額分について、ちょっと説明をお願いします。

それから75ページ、諸収入の雑入、消防団員退職報償金受入金が144万1,000円ですが、歳出のほうで、81ページで消防費の中の報償費として団員退職報償金131万2,000円、12万9,000円の金額が一般財源のほうで減額をしているんですけども、退職報償金の受け入れということは、これだけの人数の団員がやめるから、共済組合なのかどこになるのかわかりませんが、そこからもらうわけですね。それでもらって、団員に支給するんですね。支給するときに12万9,000円の減額をしているんですけども、これはどういう理由なのか、ちょっと説明をお願いしたいということ。

それから79ページ、歳出なんですが、農林水産業費の1項 農業費の3目 農業振興費で学校給食地産地消推進事業負担金とありますが3万3,000円。このうち1万6,000円が県からの支出金でいただいて、一般財源1万7,000円に足して3万3,000円なんですが、これは、地産地消という岐阜県産米ですね。米飯給食を地産地消でやっているというふうで私は認識しておるんですが、今回県の支出金が増額されたということと、支出が3万3,000円になったということについての理由をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

それから次、80ページの商工費の中の3目 観光費、観光事業費補助金として63万9,000円なんですが、これは提案説明のときに、イベントのときの警備員が不足したので警備員を補充するというふうに、確か私、聞いたような記憶があるんですが、間違いかどうかわかりませんが、それで、その分をふやしたということなんですけれども、なぜ3月議会で補正を組むのか。イベントとなると8月の川まつり、確か私、川まつりと聞いた記憶があるんですが、そうなればその時点で既にオーバーしている。予算をオーバーしてやっているということであるならば、9月補正だとか12月補正に出すべきものではないかなあということも思ったんですが、何で今の時期にこれを出すのかということについての説明をお願いしたい。以上です。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 私のほうからは歳入の73ページ、県支出金の2項 県補助金、1目 総務費補助金、こちらで補正額と総務管理費補助金のほうが違うということでございますが、これは節のほうで総務管理費の補助金、競馬場の振興補助金と防災備品の補助金がございます、もう1つ、2節のほうに企画総務費の補助金、土地利用のほうで2万円の減がございます。この合計額が補正額に上げられておりますので、298万ということで表示がされておるものでございます。

○議長（安田敏雄君） 村井総務課長。

○総務課長（村井隆文君） それでは私のほうからは、消防団員の皆さんへの退職報償金について答弁をさせていただきます。

基本的には、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、退職報償金につきましては町単で支給しております部分と、基金から報償金として交付されている部分がございます。具体的には、5年未満の団員に対します報償金につきましては、町単で支給をさせていただいております、5年以上の在職期間の団員については、基金から受け入れをしてその金額を交付するという形になっております。

その際に、当初本年度は14名の退職を見込みまして、在職年数と、あと階級によってそれぞれ支給額が違うわけでございますが、それらの差異によってこういった事由が生じた。それで、具体的に先ほどの財源の12万9,000円が減額になっているということにつきましてですが、こちらは当初、町単の対象となる退職団員を5名で21万6,000円と見込んでおりました。これが最終実績では、お2人で8万7,000円という交付額になったということで、差し引き12万9,000円が町からの持ち出しではなく、それ以上の在職年数の方に対する支給ということで、基金から賄われるということで、こういった数字の動きがあったというものでございます。以上でございます。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、学校給食地産地消推進事業の関係ですけれども、当初予算は25年度の実績をもとに一応計上しておりましたが、このたび事業精算ということで、昨年度に比べて児童数とか、あるいはメニューの関係で費用が若干予算よりオーバーしたという形で、今回おおむねその精算でふえたということで、内容につきましては、岐阜県内産のほとんどのものを採用しておりますので、玄米、小麦、米粉、大豆、キノコ、野菜、牛肉、豚肉とか、米も当然入りますので、そういったことでの事業の進め方で進めておるといふ理由からです。

あとは、先ほどのイベント実行委員会の関係ですけれども、確かに御指摘のとおりなんです、イベント実行委員会はもともと、できる限り精算せずに、ある程度自由な裁量で事業を運営できるようにということで進めておりました。たまたま今回警察署の関係で、急遽の話でし

たので、補正対応ができませんでしたので、当然内部留保の資金で運営させたということで、確かに時機は逸しましたので、最終的に春まつりの事業費が不足すると。春まつりの事業費についても、若干一部内容を見直してということも検討しておりましたが、やはり従来どおりの形でいこうとすると、どうしても補正予算が要るということで、今回補正を組ませていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

私の見違いもありましたし、認識不足もありましたので、それはことし1年で反省すればいいことなんです。

1つだけ教えていただきたいんですが、消防団員の退職金ですね。今説明があつて私も初めてわかったんですけども、5年未満の団員に対するのは町単で支給しているという説明で、今一般財源で12万9,000円の減額というのは、そういうことから起き得ることということで理解するんですけども、消防団員は、私の認識では5年未満というものは前出していなかったような気がするんですけども、これ、いつから出すようになったんですか。というのは、私、水防団とかかかわっているんですが、水防団は5年未満は出ませんので。その5年未満の支給について、ちょっと説明ください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 消防団員の退職報償金の関係ですが、この退職報償金の支給に関する条例というのは、昭和39年に制定がされております。多分その当時から、町単の部分については入っておったのかなと思うんですが、ちょっと改正時期等、一つ一つ調べないとあれですが、私が入庁した当時からは、もうこれはございましたので、昭和の時代からもう5年未満の消防団員に対しても、ずうっと笠松町としては退職報償金、基金としては5年以上でございますが、5年未満の消防団員については、こういった規定が既に設けられておると。額については、それぞれ改正されたりなんかはしてきておりますが、その当時からあったものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 実は私、昭和47年に消防団に1年だけおりましたけれども、もらった記憶ないんですけど。5年未満も支給するって言ったでしょう。私、もらっていないと思うんですけども、もう40年近く前の話ですから、記憶が薄れているかもしれませんけれども。一遍ちょっと、それをよく調べてください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） ちょっと私の言葉が足りませんでした、3年以上5年未満ということで額を決めておりますので、1年、2年という方には支給がされておられません。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 88ページですが、歳入のところの1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、2目 退職被保険者等国民健康保険税ですが、マイナスの1,815万円ですが、これはどのような理由で、人数減なのか見込み違いであったのか、その点をお願いいたします。

それから92ページですが、2款 保険給付費の4項 出産育児諸費の関係で1目 出産育児一時金、123万円の増ですが、この出産件数をどのように見込まれたのかお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 服部住民福祉部保険医療課長。

○保険医療課長（服部敦美君） お答えします。

退職被保険者の保険税の分ですけれども、人数が減になりまして、予算では162世帯、345人を見込んでおりましたが、1月末現在で110世帯、234人となりましたので減になっております。

次に、出産育児一時金ですけれども、こちらのほうは予算で35件を見込んでおりましたが、2月4日現在で30件となっておりますので、38件を見込んで増額しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 退職者というのは定年退職後、即ではないようですね、2年ぐらいあるみたいなんですけれども、60歳からか、または定年が延びているということなども含めて、人数はこんなふうに違って来るんでしょうか。どのように見ていらっしゃいますか。動きとしては。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

退職者医療につきましては従前からある制度でして、後期高齢・前期高齢の考え方ができまして、本来は廃止するというような話で、当分の間の措置として、いまだに続いておるものですけれども、もともと退職者は厚生年金、あるいは健康保険からかわってきたということで、厚生年金の受給権がついた方に関して、退職者医療ということで、支払基金のほうから交付金が給付費として補填されるというもので区分けをしておたということです。議員御指摘のように、やっぱり60歳定年というのが延長されたり、あるいは再雇用のシステムが確立されることによって、当然そういった方々は減ってくるということで、うちのほうの見込みとしては、やっぱり前年度の状況を見ながら見込みますので、余り過小にも見込めない。出と入りの関係がございますので、そういった関係で若干ずれが生じたという、結果論にはなりますけれども、そういう理由でございます。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 98ページですが、3款 保健事業費、1項 健康保持増進事業費で健康診査費なんですけど、これは町として後期高齢者の人を対象に健康診査をするということのようですが、一般と違った項目ではなく、継続してずっと年齢的にやっていく診査項目でしょうか。高齢者だけに限られたものでしょうか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

これは、いわゆるすこやか健診という名称でやっております健診なんですけれども、医療保

険者は、老人保健法の改正で特定健診というような形で、成人病予防に特化した健診をやるようになっておりますので、後期高齢におきましても、すこやか健診という形で血液検査等をやっていきます。今度新年度予算では、これに口腔検査が入ってくるというような形で充実されますが、町単独でやっているわけではありません、これは保険者の制度としてやっているものでございます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 104ページですが、7款 繰入金、2項 基金繰入金で4,969万9,000円を基金に繰り入れられるという内容ですが、この基金はどんなときに取り崩しができるのか、そして今どれだけの基金があるのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

この介護保険基金につきましては、介護保険が3年間の総給付費を見て保険料を設定します。当初の年度は、介護給付費がその3年間では一番低い給付になると。それで、順次給付費が増えてくるということで、当初は、ある程度標準よりも多く保険料をいただくこととなりますので、その部分を基金に積んで、保険料が一定ですので、不足部分を財源として投入していくということで、この3年間で帳尻を合わせる形になりますので、全額投入してこの4,969万9,000円を全て基金に繰り入れするという予定となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、平成26年度、いってみれば第5期の最終として、これだけの基金を残すということになるわけですか。

だから、基金の目標額、または全体の会計の何%までとか、国保だとそんなのありますよね。そういう点では、そのめどになるような点はありませんか。

それで、もしこれだけあるのなら、介護保険料の引き下げにも使えるようにも思いますが、見積りの仕方にもあると思いますけれど、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度になりまして、今まで蓄えておった基金を取り崩して、特別会計予算に繰り入れして、そのお金を使うと、財源として使いますということで、貯金がなくなるということになります。積み立てをするわけではございませんので。国保の基金とはちょっと異なる役目を果たします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということでは、3年ごとで、3年目には基金はゼロになると、そういうふうに考えていいですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 制度設計上、3年で使い切ってチャラにする、言い方は悪いですけど。ところが、中にはある程度給付費が抑えられたとか、あるいは保険料の部分が多くいただけてしまったということで、繰り越す場合がございます。確かにそうやって繰り越せた場合は次の保険料を決める目安になりますので、保険料をなかったときよりも下げることができたということは、よその市町村ではある場合もありますが、笠松町の場合は一応使い切りましたので、ある意味、制度設計上うまく運営できたのではないかとこのように考えております。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

この際、質疑の途中ですが、1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ページは113ページの歳出のほうですが、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の19節 負担金補助及び交付金で、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金がマイナス1,774万5,000円、それから2款 下水道費の1項 下水道整備費の2目 流域下水道事業費で385万9,000円、木曾川右岸流域下水道事業負担金が総事業費のマイナスでというふうでしたが、この2つを含めて、流域下水道の今の状況はどうでしょうか。そして、この負担金についての見込み額の最初が高いように思えますが、その点でどうなのか、お願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設水道部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 総務費の一般管理費の負担金補助及び交付金でございますけれども、木曾川右岸流域下水道の排水量の減少に伴いまして、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金を1,774万5,000円減額したものでございます。

あと、流域下水道事業費の負担金補助及び交付金で、これも木曾川右岸流域下水道事業費が国の内示等に伴い総事業費が減額しましたので、流域下水道事業費の負担金を385万9,000円減額したものでございます。

流域の事業の現況ということで、流域のほうの施設の長寿命化というようなことで、管路の点検と修理、あと電気設備の維持管理の修繕とか、そういった長寿化の今予算がついておりますので、そういったふうで補修等を行っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今のことはよくわかりましたけれど、そうじゃなくて、流域下水道なりの事業計画が1期、2期とかずうっとあって、そのあたりの進捗状況はつかんでいませんかという意味なんです。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 国の方針であと10年ぐらい、平成37年をめどにこういった事業を、各市町、もちろん県につきましても完了してくれというようなことで今進めておりまして、今後やはり国の施策としましては、新規投資というよりも、これからは維持管理の時

代だというような考えで、なるべく10年をめどに新規事業は完了しようというようなことで、今、流域のほうも進めております。

済みません、今ちょっと何%という数字はつかんでいませんので、また後ほど調べてお答えしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町も予定どおり工事が進んでいるとは言えませんよね。だから、当然流し込む下水量も、笠松町だけ見ても十分に、向こうが予定していたほど入っていないかなあとは思いますが、その他の、合併していろいろ自治体が変わってるんだけど、要するに川辺町から七宗町もたしかこっちに入るんですよ。それからこっちのほうは笠松が一番南になるんですが、どこの自治体も、やっぱり下水道化の状況は同じような状況ですか。

○議長（安田敏雄君） 奥村部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 申しわけありません。ちょっと各市町の進捗状況までは把握しておりませんが、笠松町においても70%、全体の整備率は超えておりますので、来年の円城寺が一区切りで、市街化区域はほぼ終わりますので、今後は調整地域を中心に整備をしてまいりますけれども、調整地域、もちろん市街化を抑制している地域もございますので、全部10年でというとなかなか難しいかもしれませんが、家が多い、費用対効果を考えて整備を進めてまいりますので、水洗化率は非常に高くなる、今後10年で高くなると思っております。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さんでございました。

延会 午後1時41分

